

[Tweet](#)

令和6年4月1日
金融庁

「所得税法施行令第五十一条の三第一項第二号の規定に基づき要件を定める件」等について

電子記録移転有価証券表示権利等（セキュリティトークン）に該当する社債について、公共法人等及び公益信託等に係る非課税及び金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の対象となるために必要となる特定管理方法に係る要件を定めるため、「所得税法施行令第五十一条の三第一項第二号の規定に基づき要件を定める件」等を制定しましたので、[（別紙1）](#)・[（別紙2）](#)のとおり公表いたします。

本告示は、本日付で適用されます。

なお、本件は、所得税法等の施行に関し必要な事項を定める命令等（行政手続法第39条第4項第2号）に該当するため、行政手続法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

（別紙1）  [所得税法施行令第五十一条の三第一項第二号の規定に基づき要件を定める件](#)

（別紙2）  [租税特別措置法施行令第三条の三第四項の規定に基づき要件を定める件](#)


お問い合わせ先


金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局市場課（内線3523、3609）


相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

サイトマップ

金融
庁に
つ
い
て

報
道・
広
報

政
策・
審
議
会
等

法
令・
指
針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

ア
ク
セ
ス
F
S
A
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 : 03-3506-6000